

令和7年2月5日
北沢総合支所
保健福祉センター
生活支援課

督促処分に係る審査請求に関する諮問の状況報告について

生活保護費返還にかかる督促処分に係る審査請求に関する諮問を行うにあたり、当該督促処分を行った北沢保健福祉センターより、その経緯等について報告する。なお、審査請求に関する諮問については、審査庁事務を担う総務部より第1回定例会提出案件として、企画総務委員会にて報告する。

1 生活保護費返還にあたっての経緯

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

令和 [] 年 [] 月 区長は、生活保護費返還に係る本件督促処分をし、審査請求人あてに通知

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

2 参考事項

(1) 諮問の経緯

普通地方公共団体の長は、地方自治法の規定により、分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

また、同法の規定により、当該督促処分を受けた者から同処分について審査請求がなされた場合は、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

このたび、生活保護費の返還に係る督促処分に対する審査請求があり、当該請求を棄却する裁決をしたいので、諮問する。

【地方自治法抜粋】

第二百三十三条の三 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(2項～6項 省略)

- 7 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 8 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならぬ。
- 9 普通地方公共団体の長は、第七項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(2) 諒問の内容

- 1) 審査請求人 区内在住者
- 2) 審査請求年月日 [REDACTED]
- 3) 審査請求の主旨

世田谷区長（以下「処分庁」という。）が令和■年■月■日付で審査請求人に対しても生活保護費の返還に係る督促処分（以下「本件督促処分」という。）の取消しを求める。

4) 審査請求の理由

- ① 生活保護費の原処分について東京都に対する審査請求を行っている間に督促を行うことは裁量権を逸脱して違法である。
- ② 原処分は、資力の取得時期の認定を誤るなどしており違法な処分であるから、違法な原処分を基礎とする本件督促処分も同様に違法であり、本件督促処分の取消しを求める。

5) 裁決に関する審理員意見（主旨）

- ① 処分庁は、原処分により生じた収入について、納入の通知をした上で、納付期限までに審査請求人からの納付がなかったことから、本件督促処分を行っているものであり、処分庁が本件督促処分をしたことについて、手続きを含め特段不当違法な点は認められない。
- ② 審査請求人は、原処分について東京都に対する審査請求を行っている間に督促を行うことが処分庁の裁量権を逸脱して違法だと主張する。しかし、審査請求に執行停止の効果はないため、原処分に引き続き行われた本件督促処分を妨げるものではないし、処分庁は、納付期限の超過により、督促することが法令上義務付けられているのであって、督促の実施について処分庁に裁量はないものであるから、審査請求人の主張は認められない。

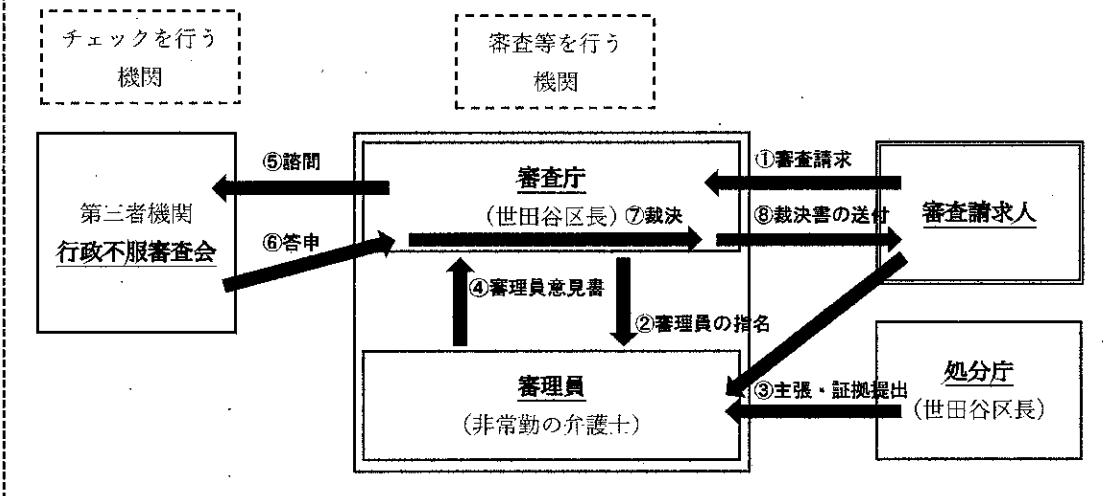
また、審査請求人は、原処分の違法も主張する。しかし、原処分と本件督促処分には先行後行関係はあるものの、独立した処分であるし、原処分が取り消されるまでは原処分は有効なものとして本件督促処分の実施の適否を判断すべきものであるから、審査請求人の主張は採用できない。

(3) 審査庁（世田谷区長）の見解

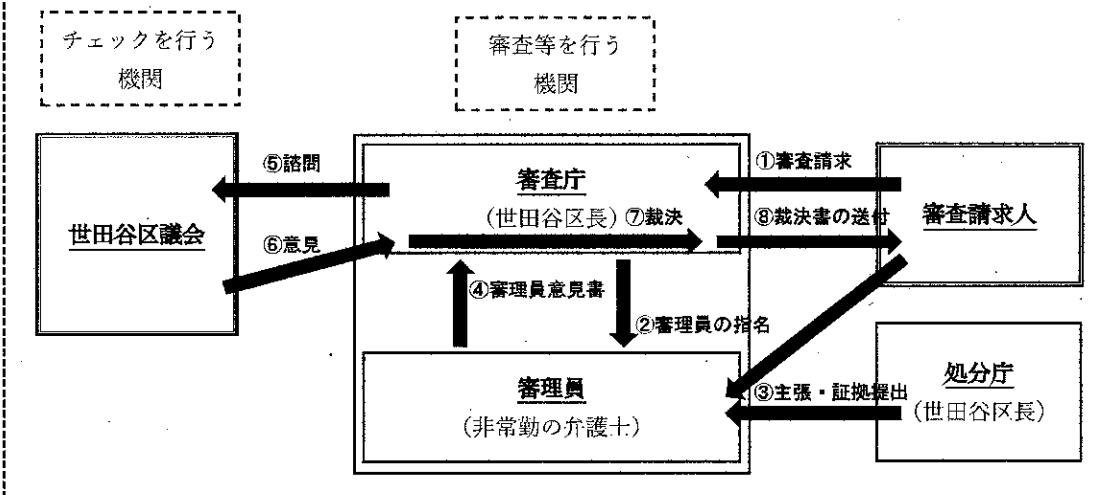
上記のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

(4) 審査請求の流れ

【一般的な審査請求の流れ（イメージ）】



【本件審査請求の流れ（イメージ）】



3 今後のスケジュール（予定）

令和7年2月 区議会第1回定例会にて詮問（総務部より提出）

3月 審査庁（区長）による裁決